

シンリンオオカミ輸送業務 仕様書

1 業務概要

- (1) 本業務は、平川動物公園で飼育中のシンリンオオカミ 2 頭を、円山動物園に輸送するにあたりその一部を請け負うものである。
- (2) 作業上の安全対策を講じることはもちろん、動物の状態によっては作業を中断及び中止する場合も想定されることから、緊急対応等の発生時並びに作業中断等にも柔軟に対応できる体制を構築すること。
- (3) 業務の実施に当っては、本仕様書による他、関係法令を遵守し、併せて本市担当職員の指示に従うこと。

2 業務実施期間

契約日から令和 5 年 1 月 15 日（日）まで

3 動物の種類と数

輸送動物：シンリンオオカミ メス（0 歳 6 ヶ月）2 頭

4 輸送要領

- (1) 平川動物公園から鹿児島空港まで上記動物を陸路にて輸送するとともに、新千歳空港への空輸預入手続きを行うこと。
- (2) 輸送する動物に適した構造及び大きさの輸送檻を用意し、事前に平川動物公園に貸出すること。また、輸送完了後の輸送檻は貨物宅配で着払いにて受け取ること。なお、輸送檻は当該種の輸送に関して「動物の愛護及び管理に関する法律」に定める特定動物飼養施設としての許可を受けたものでなければならない。
- (3) 新千歳空港から円山動物園までの輸送は委託者が行うこととする。
- (4) 法令を順守し、円山動物園担当者と綿密に調整すること。
- (5) 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、特定動物の輸送にかかる関係官庁への届出を適正に行うこと。
- (6) その他法令を順守し、円山動物園担当者と綿密に調整すること。
- (7) 輸送中は檻内の温度管理に留意し、動物の安全管理を徹底するとともに、適宜水を与える等して健康管理に十分留意すること。
- (8) 動物に異常がみられた場合は、速やかに円山動物園担当者と連絡を取り、その指示に従うこと。

- (9) 輸送檻は確実に固定すること。

5 留意事項

- (1) 受託者は本業務で知りえた内容、情報等を第三者に漏えいしないこと。
(2) 本仕様書に定めのない事項は、札幌市と受託者双方で協議の上決定すること。
(3) その他詳細については、札幌市の指示によるものとする。

6 業務実施における一般事項

- (1) 作業員は腕章等を着用し、本業務の業務員であることが判別できること。
(2) 園内は全面禁煙である。
(3) 盗難、火災等の発生に注意すること。
なお、異常を発見した場合には、本市担当職員に報告すること。
- (4) 受託者の負担の範囲
- ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。
- イ 交換、点検等に必要な工具、計測機器等の機材、及び材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。
- (5) 安全の確保について
- 作業の実施にあたって、通行車や車両等の事故防止に努めるとともに、受託者の責に帰すべき事由により委託者または第三者に損害を与えた場合には、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。
- (6) 作業実施について
- 作業実施に伴う騒音や振動等により、飼育動物や来園者等への影響が心配される場合には、予め委託者に指示を仰ぐこと。また動物の出産等により一時的に作業を中断することもある。
- (7) 車両の入構について
- 園内に入構する作業車両は、車両番号や車種、運転者、運転者連絡先が分かるように表示し、予め委託者の許可を受けること。園路等の通行については、来園者や園内他工事との調整が必要となるので、委託者と十分協議を行ったうえで行うこと。
- (8) 備品等の破損事故

業務の実施にあたっての備品及び設備、掲示物等を棄損し、または棄損箇所を発見した場合は、ただちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとらなければならない。

7 業務実施における特記事項

- (1) 輸送作業日は業務実施期間のうち、1日間もしくは2日間を委託者と協議して決定すること。
- (2) 園内における作業・通行にあたっては、架線等の既設物に留意し、受託者の責任において必要に応じた措置を講ずること。なお、架線上空を跨ぐ荷卸しは不可とする。

8 環境負荷低減事項

- (1) 共通事項
本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 施設内作業業務
 - ① 燃料・電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - ② 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。
- (3) 運搬等自動車を使用する業務
 - ① 極力低公害自動車等、環境負荷の少ない車両を使用すること。
 - ② アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に務めること。

9 提出書類

業務が完了した時は、ただちに完了届を提出すること。

10 その他

本業務の実施に関しての疑義については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理すること。